

南阿蘇村 復興むらづくり だより

役場 復興推進課
TEL(67) 1113



「住まい再建に関する個別相談会」を開催しました

6月21日から7月10日にかけて、応急仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいの皆さまを対象に、自力再建に関する相談や災害公営住宅入居仮申込みの受付などを行いました。また、住宅金融支援機構や県建築士事務所協会にもご協力いただき、融資制度や住宅建築などの具体的な相談も受け付けました。

今回ご都合がつかなかった方や、その他相談をご希望の方は役場庁舎1階復興推進課窓口までお越しください。



〈問い合わせ〉

役場 復興推進課総合調整係
TEL(67) 1113

平成28年熊本地震による 倒壊等建物の 職権滅失登記について

熊本地方法務局では、平成28年熊本地震により倒壊などした建物について、被災された皆さまの登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらず、登記官の職権で順次滅失登記を行います。特に急ぐ場合を除いては、自ら「建物滅失登記」を申請していただく必要はありません。滅失登記を行った場合は法務局から所有者に登記完了通知を送付しますので、内容を確認してください。居住地に変更があった場合は、確実に通知が届くように郵便局へ転送手続きをお願いします。

- ※次の場合は職権による滅失登記の対象となりません。
- ①建物の倒壊が一部分のため全体が滅失したとは認定できない場合
 - ②敷地内に2棟以上の建物が存在し、その一部のみが倒壊などした場合

〈問い合わせ〉

熊本地方法務局不動産登記部門
復興事業対策室
TEL096(364)2221

戸建て木造住宅の耐震化事業

【熊本県住宅耐震化事業】

県では、安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断を実施しています。

- 対象住宅 昭和56年5月以前に着工または熊本地震で被災した戸建て木造住宅
- 診断費用 住宅図面あり 5,500円 住宅図面なし 19,000円

〈問い合わせ〉 県 建築住宅センター TEL 096 (385) 0771

※自費で耐震診断を終えた方へ

熊本地震以降に自費で住宅の耐震診断を行った方へその費用の一部を補助しています。
〈問い合わせ〉 県 土木部建築課 TEL 096 (333) 2535

【南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修事業】

村では、耐震改修などの耐震対策を行う方に対象費用の一部を補助します。

- 対象住宅 昭和56年5月以前に着工または熊本地震で被災した戸建て木造住宅で、村が定める要件を満たす住宅
- 補助額

事業内容	補助率	限度額
耐震改修設計	2/3	20万円
耐震改修工事	1/2	60万円

- 補助金対象戸数 設計、工事ともに各10戸

- 募集期間 8月21日(月)～9月29日(金)

〈問い合わせ〉 役場 建設課施設管理係 TEL(67) 3178

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)内お住まいの方へ 住宅移転や再建を支援します!

- 自己用住宅をイエローゾーン外へ移転する際の費用の一部を支援(熊本地震による被災者生活再建支援制度の受給対象者へも既存事業の支援を拡大)
- 熊本地震の住宅被災者へは、レッドゾーン内での再建時に必要な補強費用の一部を支援(新規創設)

〈問い合わせ〉

県 土木部砂防課
TEL096 (333) 2553

熊本県住宅移転

検索